

第29号議案

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成28年3月24日

提出者 文京区教育委員会
教育長 南 新平

文京区教育委員会規則第 号

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「第六条の四」を「第六条の六」に改める。

付 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則 新旧対照表

改正後（案）	現行																
<p data-bbox="284 331 375 369"><u>付 則</u></p> <p data-bbox="199 385 785 470">この規則は、平成三十八年四月一日から施行する。</p> <p data-bbox="199 537 609 575">別表第一（第四条関係）（略）</p> <p data-bbox="199 591 612 629">別表第二（第六条関係）（略）</p> <p data-bbox="199 645 528 683">別表第三（第十一条関係）</p> <table border="1" data-bbox="199 683 759 1205"> <thead> <tr> <th>職員の区分</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園長</td> <td>百分の十二</td> </tr> <tr> <td>副園長</td> <td>百分の十</td> </tr> <tr> <td>文京区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年九月文京区教育委員会規則第八号）第三十条の規定により準用する同規則<u>第六条の六</u>第一項又は第二項に規定する主任教諭又は主任養護教諭</td> <td>百分の五</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	割合	園長	百分の十二	副園長	百分の十	文京区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年九月文京区教育委員会規則第八号）第三十条の規定により準用する同規則 <u>第六条の六</u> 第一項又は第二項に規定する主任教諭又は主任養護教諭	百分の五	<p data-bbox="805 537 1216 575">別表第一（第四条関係）（略）</p> <p data-bbox="805 591 1219 629">別表第二（第六条関係）（略）</p> <p data-bbox="805 645 1129 683">別表第三（第十一条関係）</p> <table border="1" data-bbox="805 683 1366 1205"> <thead> <tr> <th>職員の区分</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園長</td> <td>百分の十二</td> </tr> <tr> <td>副園長</td> <td>百分の十</td> </tr> <tr> <td>文京区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年九月文京区教育委員会規則第八号）第三十条の規定により準用する同規則<u>第六条の四</u>第一項又は第二項に規定する主任教諭又は主任養護教諭</td> <td>百分の五</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	割合	園長	百分の十二	副園長	百分の十	文京区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年九月文京区教育委員会規則第八号）第三十条の規定により準用する同規則 <u>第六条の四</u> 第一項又は第二項に規定する主任教諭又は主任養護教諭	百分の五
職員の区分	割合																
園長	百分の十二																
副園長	百分の十																
文京区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年九月文京区教育委員会規則第八号）第三十条の規定により準用する同規則 <u>第六条の六</u> 第一項又は第二項に規定する主任教諭又は主任養護教諭	百分の五																
職員の区分	割合																
園長	百分の十二																
副園長	百分の十																
文京区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年九月文京区教育委員会規則第八号）第三十条の規定により準用する同規則 <u>第六条の四</u> 第一項又は第二項に規定する主任教諭又は主任養護教諭	百分の五																